

令和8年度町民税・県民税申告について

町民税・県民税の申告と納付につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今年も町民税・県民税申告書を提出していただく時期となりました。この申告は町県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の額を決定する基礎となります。申告を行わないと各種手続きに支障をきたす場合がございますので、必ず期限内に申告書を提出してください。

○受付期間 令和8年2月16日（月）～令和8年3月16日（月）（土日祝日を除く）

○受付時間 午前8時45分～午前11時 午後1時～午後4時

※休日受付として、3月8日（日）の午前9時～午後3時に受付を行います。

○申告場所 北谷町役場1階レセプションホール

申告フローチャート

スタート

令和8年1月1日現在、北谷町にお住まいですか？



いいえ

北谷町への申告は不要です。
令和8年1月1日に居住していた市区町村へお問い合わせください。

前年中（令和7年1月1日～12月31日）収入はありましたか？
(遺族年金・障がい年金・失業保険等の非課税所得は含みません)



いいえ

北谷町内に住んでいるご家族の方の申告や年末調整で扶養に入っていますか？

税務署へ所得税の確定申告書を提出していますか？



いいえ

申告は不要です。

どんな収入がありましたか？

営業・農業・不動産・
一時所得等の収入

給与収入

公的年金収入のみ

申告が必要です。
所得金額の合計や
控除金額の合計に
より、確定申告又は
町県民税申告のい
ずれかが必要なり
ます。
(右記Bへ)

勤務先で年末調整
はお済みですか？

公的年金等の「源泉徴収票」に記載されている内容に変更はありますか？
扶養の追加や各種控除（医療費控除、生命保険料等）の追加など

年末調整を受けた会社
以外から給与の支払い
がありましたか？

申告が必要です。
(右記Bへ)

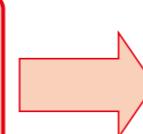
申告は不要です。
(※①)

申告が必要です。
(右記Bへ)

勤務先から北谷町役場へ給与支払報告書の
提出がされていますか？
※提出の有無は勤務先へご確認ください。

左のチャートでA、Bに該当する方

A
収入がない旨の
申告が必要になります。



右記の二次元コードからゼロ申告
をするか、保健衛生課国民健康保
険係の窓口にて申告をお願いしま
す。



←Webゼロ申告はこちらから!!

B
確定申告、もしく
は町県民税申告
が必要になります。



確定申告を行う方法は以下のとおりです。

- ①税務署の確定申告会場で申告を行う。
- ②電子申告を行う。（マイナンバーカードがあれば、スマートフォンから電子申告ができます。）
- ③郵送で申告を行う。（確定申告の郵送は沖縄税務署宛にお願いします。）

町県民税申告の場合

（1）給与収入の方

給与収入の方は、前年中の収入が分かる書類（勤務先から交付された源泉徴収票等をお持ちください。）
勤務先から源泉徴収票が交付いただけない場合は、申告書裏面（左下）の「給与所得に関する事項」の欄を勤務先に記入していただ
くか、ご自身で記載してください。

（2）年金収入の方

年金の源泉徴収票をお持ちください。

（3）（1）、（2）以外の方（営業収入、不動産収入等）

前年の収入・支出が分かる書類（帳簿、経費の領収書等）をお持ちください。
収入や経費の合計額は事前に計算していただきますようお願いします。

（1）、（2）、（3）の方で控除の追加をする方は各種控除証明書をお持ちください。（控除証明書について詳細は裏面（左下）の「各
種控除について」をご確認ください。）

※以下に該当する方は北谷町で申告受付が出来ないため、税務署で申告を行ってください。

○青色申告をされる方

○消費税を納付される方

○不動産や株式等の売却による譲渡所得がある方

○住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を初めて受ける方

○令和8年1月1日よりも前に亡くなっている方

■沖縄税務署での確定申告について

場所：イオンモール沖縄ライカム

期間：2月16日～3月16日（土日祝日を除く）

お問い合わせ先：沖縄税務署 ☎098-938-0031
※当日会場で配布する「入場整理券」でも入場可能ですが、数に限りがあるため、事前の「オンライン予約」を
ご検討ください。

令和8年度町民税・県民税申告は事前予約制です。

【Web予約】

https://logoform.jp/form/R8_shinkoku_yoyaku

【予約受付用センター】

098-923-1612

【申告についてのお問い合わせ(税務課税務係)】

098-936-1234（内線：1611・1612・1613）



申告書の書き方（表）

*の箇所は必ず記入

令和8年1月1日時点の住所、氏名、フリガナ、生年月日、電話番号を記入してください。

令和7年中に収入のなかった方はこちらを記入

該当する箇所に○または記入をしてください。

控除を追加される方

右側の該当する控除欄に記入。また、控除の追加には証明書が必要となります。必要な書類については下記の「*各種控除について」の表をご確認ください。

扶養親族のいる方はこちらを記入

扶養親族が別居している場合は、「○別居と申告した扶養親族の氏名・住所記入欄」に扶養親族の氏名、住所を記入してください。

令和 年度 町民税・県民税 申告書 北谷町長様 令和 年 月 日 提出		令和8年1月1日の住所 北谷町 ※	
		フリガナ ※ 申告者 氏名 ※ 電話番号 ※	
		電話番号 ※ 宛名番号	
※収入がなかった人は、前年中の生活状況を(イ)又は(ロ)に記入してください。		(イ) ・遺族年金 ・障害年金 ・福祉年金 ・雇用保険 ・生活保護受給 ・貯金で生活 ・その他理由()	
(ロ) 下記の人から扶養され、又は援助されていた。 該当するものを○で囲んでください。		住所 氏名 電話番号	
3 所得から差し引かれる金額に関する事項			
1 収入金額等			
2 所得金額			
3 扶養控除			
裏面にも記載する欄がございます。ご確認ください。			

*各種控除について

郵送にて申告書を提出する場合は証明書を添付してください。

社会保険料控除	社会保険料(国民年金、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等)の支払いが確認できる領収書等 ※コピー不可
生命保険料控除	保険会社から発行される控除証明書 ※コピー不可
地震保険料控除	
障害者控除	障害者手帳等
医療費控除	医療費控除の明細書、医療費のお知らせ、医療費の領収書等 ※コピー不可
勤労学生控除	学生証等
寄附金税額控除	寄付先と寄付金額が確認できる領収書等 ※コピー不可
配偶者控除	扶養親族のいるかたについては申告書表面(左下)の配偶者控除欄、扶養控除欄に扶養親族の氏名等を記載してください。また、扶養親族が別居している場合は、○別居と申告した扶養親族の氏名・住所記入欄に扶養親族の氏名、住所を記入してください。
扶養控除	扶養親族のいるかたについては申告書表面(左下)の配偶者控除欄、扶養控除欄に扶養親族の氏名等を記載してください。また、扶養親族が別居している場合は、○別居と申告した扶養親族の氏名・住所記入欄に扶養親族の氏名、住所を記入してください。
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金払込証明書 ※コピー不可

*申告に必要なもの

- マイナンバー及び本人確認書類
 - ・マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバー記載の住民票
 - ・運転免許証等の写真付き身分証明書
- 令和7年中の収入・支出を証明するもの
 - ・給与の源泉徴収票・給与収入証明書、公的年金の源泉徴収票、支払報告書、収支明細書、領収書、その他の帳簿類
- 控除関係証明書(書類の詳細は、左記の「*各種控除について」をご確認ください)。
- その他、申告の内容を確認できる書類等

収入について

令和7年1月～12月までの収入が申告対象になります。

申告の際には、収入が分かる書類をお持ちください。

事業（営業・農業等）所得や不動産に関する収入があった方

営業収入、農業等収入があった方は、申告書裏面「5事業（営業・農業等）所得に関する事項」、不動産収入があった方は、申告書裏面「6不動産に関する事項」の収支内訳書を記入し、各々の所得金額を計算してください。

※申告の際には、収入・支出が分かる帳簿・領収書などをお持ちください。

給与収入があった方

給料、賃金、賞与等の収入があった方は、源泉徴収票を持参してください。

源泉徴収票のない方は、勤務先から給与明細書、または申告書裏面「7給与所得に関する事項」を記入してもらってください。

退職等により源泉徴収票をもらうことが難しい方は、給与明細書（1月～12月まで）をお持ちください。

給与明細書がない場合は、申請書裏面に給与収入金額を記載してください。

※給与収入金額は手取額ではなく、税金・社会保険料その他控除を差し引く前の金額です。

※就労継続支援A型は「7給与所得に関する事項」に、B型は「11雑所得(公的年金以外)に関する事項」に記入してください。

申告書の書き方（裏）

(令和7年1月1日～令和7年12月31日までの内容)

5 事業（営業・農業等）所持に関する事項	6 不動産に関する事項
収支計算書	物件住所
月 売上金額 仕入金額 必要経費 金額	種類 年額 減価償却費 地代・家賃
1 税料 賃貸地（軍用地） 借入金利子	2 借貸料（民間地） 租税公課
3 相場公課 駐車場	4 水道代 水道光電気代
5 通話料代 5 据置料代	6 貨店舗
7 通信費 7 修繕費	8 雑費
9 広告宣伝費 9 消耗品費	10 収入金額
11 雑費	12 所得金額
5・6・7の明細	5・6・7の明細
地代・家賃の内訳	地代・家賃の内訳
賃借物件 支払先住所 支払先名称 賃借月額 支払金額	地代・家賃の内訳
必要経費の計 A	必要経費の計 B
合計(A+B+C)	C専従者控除額
所得金額(A-B-C)	所得金額(A-B-C)
減価償却費の内訳	資産の種類 取得月日 取得価格 儲却率 儲却額
9 配当割額又は株式等譲渡所得控除額の内訳	配当割額控除額 株式等譲渡所得額
10 配当所得に関する事項	配当所得の種類 所得の生じる場所 支払確定年月 収入金額 必要経費
11 雜所得（公的年金等以外）に関する事項（就労継続支援B型を含む）	支払者 収入金額 必要経費
支払者 上記収入に間違いありません	署名
12 寄附金に関する事項	都道府県、市区町村分 例 都道府県 指定分 市区町村

*申告受付停止期間のお知らせ

3月17日（火）から6月5日（金）まで

期限内に申告された方々の新年度課税準備のため申告受付を停止します。

申告受付の再開は、6月8日（月）からとなります。

【送付先】

〒904-0192 北谷町字桑江一丁目1番1号

北谷町役場税務課

【申告についてのお問い合わせ先】

098-936-1234 (内線1611・1612・1613)